

遠藤みち著

『両性の平等をめぐる家族法・税・社会保障』（2016年、日本評論社）

Michi Endoh

*Gender Equality in Family Law, Tax and Social Security*丹羽 崇之  
Takayuki Niwa

I 本書は、全国女性税理士連盟元会長（2016年3月現在・相談役、日本税法学会研究委員）である著者が、これまでに発表した約70編に及ぶ論文をもとに、現在の視点と資料を加えて編集された研究書である。

「あとがき」によれば、著者は裁判所に11年間勤務し、その間結婚、出産、また中央大学の通信教育で法律学を学んだ。次男の出産を機に退職し、家事、育児、そして公認会計士であった夫の手伝いをしながら、1年1科目の合格を目標に税理士試験を受験した。税理士となってからは、全国婦人税理士連盟に入り、妻の法的地位の向上に取り組んだとのことである。

活動の原点にあるのは、日本国憲法の施行である。天賦の人権である「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」（11条）であること、「両性の本質的平等」（24条2項）、「夫婦が同等の権利を有する」（同条1項）ことが謳われ、国民の生存権が保障されたこと（25条）、これらの条文に接したときに「本当に感動した」という。当時はあまりにも両性が不平等であることを目のあたりにしていた実体験があったためであった。その後、憲法24条が著者の生活のバックボーンとなり、「両性の本質的平等」の実現のために関わるのがライフワークになったということである。

著者の研究領域は、税法、家族法、社会保障が交錯している分野である。税法につ

いては木村弘之亮教授、家族法については故人見康子先生との共著があり、また、社会保障については江口隆裕教授から指導を受け、70歳代で筑波大学大学院ビジネス科学研究科修士課程を修了している。

評者の研究対象と重なるので、以下、その概要を示すことにしたい。

II 本書は、4部で構成されている。第1部では、家族法とそれにかかわる税法を取り上げている。次に、第2部では、家族の変容と社会保障を検討している。そして、第3部では、社会保障制度と税制について、また第4部では、平等に関する訴訟として、夫婦の氏に関する訴訟、婚外子訴訟を取り上げている。

「第1部 女性の自立と家族法・税法」は、6章で構成されている。まず、「第1章 婚姻と夫婦財産制」（初出：「日本の裁判例にみる夫婦財産制と租税法」人見康子・木村弘之亮編『家族と税制〔租税法研究双書4〕』（弘文堂、1998年）、「夫婦財産制の現状と課題」税研123号〔2005年〕、「税法とジェンダー」ジェンダー法学会編『講座 ジェンダーと法2』（日本加除出版、2012年））では、民法の夫婦財産制の規定をイギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、スウェーデン、中国、ロシアの制度と比較しながら、歴史的に検討し、実質的平等が図られているか考察している。民法上は、規定の解釈

の進展により、夫婦の財産上の平等が考えられているが、税法上は「自己の名により」取得しない限り、配偶者の収入を他方の名義にすると、贈与税の対象になる問題を論じている。

「第2章 夫婦間不平等に対する補完制度」(初出:「税法とジェンダー」ジェンダー法学会編・前掲)では、実質的夫婦間不平等に対して補完する役割を果たしているとされる民法上の制度として、財産分与請求権、配偶者相続権、また税法上の制度としては、贈与税の配偶者控除、配偶者に対する相続税軽減等を取りあげている。

「第3章 離婚に伴う財産分与と課税」(初出:「日本の裁判例にみる夫婦財産制と租税法」人見・木村編・前掲、「離婚に伴う財産分与資産の譲渡対価と取得費」山本守之・守之会編『検証 納税者勝訴の判決』[税務経理協会、2004年])は、夫婦間不平等を補完する重要な制度として、審判例・裁判例をとおして、財産分与請求権の解釈がどのように変わってきたか検証している。また、税法上の問題として、譲渡所得課税のあり方を検討している。

「第4章 課税単位」(初出:「夫婦財産制の現状と課題」税研123号、「日本の裁判例にみる夫婦財産制と租税法」人見・木村編・前掲)では、法定夫婦財産制、課税単位の沿革、諸外国の課税単位・申告方式と比較しながら検討している。

「第5章 親族が事業から受ける対価」(初出:「親族が事業から対価を受ける場合の『生計を一にする』」/日本税理士会連合会編・山本守之・守之会著『検証 税法上の不確定概念』[中央経済社、2000年])は、戦後、課税単位が世帯単位から個人単位に改正されたが、その例外の一つとして親族が事業から受ける対価の問題(所得税法56条)を取りあげ、配偶者の財産形成が損なわれていると指摘する。

「第6章 人的控除としての配偶者控除」(初出:「配偶者控除廃止の代替案と児童手

当」税経通信2002年10月号、「配偶者控除見直し案を考える」税研184号[2015年])は、個人単位課税の例外としての配偶者控除について、夫婦財産制、課税単位との関係を検討し、最終的には廃止して、基礎控除・特別基礎控除で対応すべきことを主張する。

「第2部 家族の変容と社会保障」では、経済社会の変化に伴う家族・家族関係の変容が、家族の扶養・介護にも大きく影響を与え、さらに急速な少子超高齢化に突入り、わが国の社会保障制度・税制が時代の要請に適応しているかという観点から(「第1章 家族の変容」)、生活保護(「第2章 私的扶養から公的扶養へ」)、年金(「第3章 公的年金」)、介護の問題について論じている。

「第4章 引取扶養から公的介護へ」では、「嫁の手から社会の手へ」と、女性がどのような運動により介護保険制度を導入させるにいたったか、これに対して政府の対応はどうであったか、また意図した制度が実現されているか、論じている。

また、「第5章 介護保険と医療費控除」(初出:「高齢者『引取介護』から『介護の社会化』へ」税法学566号[2011年])では、税の問題として、介護保険にかかる医療費控除の問題点を検討している。医療費控除は立法当時の内容と大きく異なっているとして、医療および介護にかかる医療費控除の対象について見直すべきであるとする。回復可能な場合の介護費用と、回復不可能な場合の介護費用は区別し、後者は障害者控除の対象とすべきであると指摘している。

「第3部 社会保障制度と税制」は、2章で構成されている。まず、「第1章 社会保障制度と税制、公債問題」(初出:「社会保険料の負担者と料率等決定のあり方について」税法学563号[2010年])は、社会保険料の負担者とその問題点、税の関係を考察している。また、財政面から、少子超高齢化社会における公債問題を取りあげ、

国の債務残高から負担と給付の問題を考察している。

「第2章 少子化対策としての税額控除、手当等」(初出:「配偶者控除廃止の代替案と児童手当」税経通信 2002年10月号、「少子化対策の視点から」税経通信 2006年7月号)は、子どもの問題に焦点をあて、少子化対策や諸外国の制度を検討している。

「第4部 平等に関する訴訟」は、「第1章 夫婦の氏に関する訴訟」で、氏の法的性格、沿革、諸外国の立法例、各世論調査をふまえ、通称使用訴訟(東京地判平成5年11月19日)を検討している。

また、「第2章 婚外子訴訟」(初出:守之会論文集18号〔2014年〕)では、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1とした民法旧900条4号ただし書の合憲性について論じ、最大決平成25年9月4日および最大決平成7年7月5日、そして税法の対応について検討している。

Ⅲ 巻末には、「夫の収入の半分は妻のものである -故我妻榮先生のお言葉-」(初出:「我妻先生の訃報を聞いて」税政連 55号〔1973年〕)が収められている。そこでは著者が、全国婦人税理士連盟の総会決議にもとづく民法改正に関する要望書を提出するため、昭和48年、当時法制審議会民法部会の会長であった故我妻榮先生を法務省にたずねたときのことが紹介されている。

我妻先生は、夫の収入の半分は妻のものであるという旨のことをはっきりとおっしゃったという。しかし、資本主義社会においては、共有では社会生活上色々と支障も出てくるので条文上には表すことができない。したがって、民法第762条(婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする)は改正できないが、実質上の共有ということは相続において実現させることが可能であるから、相続法の改正のほうに全力をそそぐように、とおっしゃったということである。

「大蔵省は、すぐ民法がこうだから出来ないという。しかし、これはいいのがれです。税法は税法の立場でどんどん進めて行けばいいのです。」

このような言葉を我妻先生から直接いただいたということも、著者の活動の原動力になっていることであろう。

本書は、著者の研究活動の集大成であり、一読を勧めたい。